

平成29年第3回大崎地域広域行政事務組合議会（臨時会）目次

◎ 第1日（5月30日開会）

会議日時	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明員	2
議会事務局出席職員	2
開会	3
開議	3
議席の指定	3
会議録署名議員の指名	3
諸報告	4
会期の決定	4
報告第1号	
報告（伊藤管理者）	4
議案第12号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	5
表決	6
議案第13号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	6
表決	6
議案第14号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	7
質疑	7
鎌内つぎ子君	7
（答弁）山中事務局長兼総務課長	7
鎌内つぎ子君	7
（答弁）山中事務局長兼総務課長	8
鎌内つぎ子君	8
（答弁）山中事務局長兼総務課長	8
鎌内つぎ子君	8
（答弁）大場副管理者	8

鎌内つぎ子君	9
(答弁) 早坂消防次長	9
鎌内つぎ子君	9
表決	9
議案第15号	
提案理由の説明(伊藤管理者)	10
質疑	10
鎌内つぎ子君	10
(答弁) 山中事務局長兼総務課長	10
鎌内つぎ子君	10
(答弁) 山中事務局長兼総務課長	10
鎌内つぎ子君	11
(答弁) 山中事務局長兼総務課長	11
表決	11
議案第16号	
提案理由の説明(伊藤管理者)	11
質疑	12
鎌内つぎ子君	12
(答弁) 山中事務局長兼総務課長	12
鎌内つぎ子君	12
(答弁) 山中事務局長兼総務課長	12
鎌内つぎ子君	12
(答弁) 早坂消防次長	13
鎌内つぎ子君	13
(答弁) 大場副管理者	13
鎌内つぎ子君	13
(答弁) 大場副管理者	13
表決	13
議案第17号	
提案理由の説明(伊藤管理者)	14
表決	15
議案第18号	
提案理由の説明(伊藤管理者)	15
質疑	16
鎌内つぎ子君	16

(答弁) 山中事務局長兼総務課長	1 6
鎌内つぎ子君	1 6
(答弁) 山中事務局長兼総務課長	1 6
鎌内つぎ子君	1 6
(答弁) 大石消防課長	1 7
鎌内つぎ子君	1 7
(答弁) 大石消防課長	1 7
鎌内つぎ子君	1 7
(答弁) 大石消防課長	1 7
鎌内つぎ子君	1 7
(答弁) 大石消防課長	1 7
鎌内つぎ子君	1 7
(答弁) 大久保消防長	1 7
鎌内つぎ子君	1 8
(答弁) 大石消防課長	1 8
鎌内つぎ子君	1 8
(答弁) 大石消防課長	1 8
鎌内つぎ子君	1 8
(答弁) 大石消防課長	1 8
鎌内つぎ子君	1 9
表決	1 9
閉会	1 9

平成29年第3回大崎地域広域行政事務組合議会（臨時会）議事日程（第1号）

1 会議日時

平成29年5月30日（火）

午前10時00分開会～午前10時55分閉会

2 議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 諸報告
- 第4 会期の決定
- 第5 報告第1号 専決処分の報告について
- 第6 議案第12号 専決処分の承認を求めることについて
- 第7 議案第13号 監査委員の選任について
- 第8 議案第14号 工事請負契約の締結について
- 第9 議案第15号 工事請負契約の締結について
- 第10 議案第16号 工事請負契約の締結について
- 第11 議案第17号 財産の取得について
- 第12 議案第18号 財産の取得について

3 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第6 議案第12号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第13号 監査委員の選任について
- 日程第8 議案第14号 工事請負契約の締結について
- 日程第9 議案第15号 工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第16号 工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第17号 財産の取得について
- 日程第12 議案第18号 財産の取得について

4 出席議員（14名）

- | | | | |
|----|----------|----|--------|
| 1番 | 門間 忠 君 | 2番 | 八木吉夫 君 |
| 3番 | 鎌内 つぎ子 君 | 4番 | 木村和彦 君 |
| 5番 | 関 武徳 君 | 6番 | 佐藤貞善 君 |

7番 今野公勇君
10番 米木正二君
12番 門田善則君
14番 藤田洋一君

8番 早坂伊佐雄君
11番 遠藤稔雄君
13番 吉田眞悦君
15番 山岸三男君

5 欠席議員 (1名)

9番 佐藤善一君

6 説明員

管理者 伊藤康志君
副管理者 大橋信夫君
副管理者 大場敬嗣君
消防本部長 大久保記一朗君
消防本部長 櫻井俊文君
古川消防署長 斎藤強君

副管理者 早坂利悦君
副管理者 相澤清一君
事務局長兼
総務課長 山中政裕君
消防本部長 早坂久寿君
消防本部長 大石誠君

7 議会事務局出席職員

事務局長 玉澤永吉君
主査 米澤美紀子君
総務課長 高橋正樹君
総務企画係長

次長兼
議事係長 柳川敦君
総務課長補佐 川鍋正敏君

会 議 の 経 過

開 会

午前10時00分

○議長（門間 忠君） 出席議員定足数に達しておりますので、平成29年第3回大崎地域広域行政事務組合議会臨時会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

開 議

○議長（門間 忠君） これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程第1号をもって進めてまいります。

「日程第1 議席の指定」

○議長（門間 忠君） 日程第1 議席の指定を行います。

去る4月5日に開催されました加美町議会臨時会において、早坂伊佐雄議長、佐藤善一議員、米木正二議員が当組合議員に選出をされました。まことにめでとございます。

皆様方には当組規約第5条の規定により、組合議会議員に御就任をされました。よって、議会会議規則第4条の規定により、私から議席の指定を行います。

早坂伊佐雄議員8番、佐藤善一議員9番、米木正二議員10番に指定いたします。

なお、皆様方からはあらかじめ御挨拶をいただいておりますことから、本会議での挨拶は割愛をさせていただきます。

ここで、管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議長からも御紹介、お喜びがございましたが、私からも一言お喜びを申し上げさせていただきます。

去る4月5日に開催されました加美町議会臨時会において、当組合議会議員に早坂伊佐雄議長、佐藤善一議員、米木正二議員が選出されたことに対し、心からお祝いを申し上げ、就任をお喜び申し上げます。

今般選出されました議員の皆様には大崎広域圏の振興・発展のために一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、御就任のお祝いとさせていただきます。

おめでとうございます。

「日程第2 会議録署名議員の指名」

○議長（門間 忠君） 日程第2 本日の会議録署名議員を指名いたします。5番関武徳議員、15番山岸三男議員のお二人をお願いいたします。

本日の欠席通告者は9番佐藤善一議員でありますので、御報告いたします。

地方自治法第121条の規定によりお手元に配付のとおり説明員の出席通知がありましたので、御報告いたします。

「日程第3 諸報告」

○議長（門間 忠君） 日程第3 諸報告を行います。

議会運営委員会委員の御報告を申し上げます。

組合議会委員会条例第4条の規定により、私から4月13日に加美町議会選出の早坂伊佐雄議員を議会運営委員に指名し、5月26日に開催されました議会運営委員会におきまして、組合議会委員会条例第5条第2項の規定により互選を行い、早坂伊佐雄議員が議会運営副委員長に選出されましたことを御報告を申し上げます。

「日程第4 会期の決定」

○議長（門間 忠君） 日程第4 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

「日程第5 報告第1号 専決処分の報告について」

○議長（門間 忠君） 日程第5 報告第1号専決処分の報告についてを議題といたします。

管理者から報告を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 報告第1号交通事故にかかわる和解及び損害賠償に関する専決処分について、御報告申し上げます。

議案書の1ページをごらん願います。

事故の概要は、平成29年3月17日午後6時20分ごろ、大崎市古川南町三丁目地内、市道南町団地中央線交差点内において、当組合職員が運転する公用車が交差点を直進通過する際、右折車線に停車する相手方車両の助手席側ドアミラーに接触し、破損させたものであります。事故の原因は、公用車を運転する組合職員の安全確認不足であり、組合の過失割合を100%とし、相手方に損害賠償額1万7,280円を支払うことで合意をいただきました。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定による管理者の専決処分事項の指定に基づき、平成29年4月17日専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、御報告申し上げます。

「日程第6 議案第12号 専決処分の承認を求めることについて」

○議長（門間 忠君） 日程第6 議案第12号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第12号専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

平成29年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

お手元の議案書2ページをお開き願います。

平成28年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第5号）について、御説明申し上げます。

第1条は歳入歳出予算の補正で、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、3ページの第1表に掲載のとおりで、歳入歳出ともに36万7,000円を減額し、予算総額を87億1,223万7,000円に定めるものであります。

歳入予算、歳出予算の補正は3ページの第1表に掲載のとおりであります。

次に、平成28年度補正予算に関する説明書について御説明申し上げます。

初めに、歳入補正予算の内容について御説明いたします。3ページ、4ページをお開き願います。

3款1項国庫補助金は、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金の確定に伴う36万7,000円の減額補正であります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

5ページ、6ページをお開き願います。

歳入の減額に伴う歳出の調整については、4款3項清掃費のごみ処理施設管理運営費で、東部一ノ谷クリーンパークの下水道料金確定に伴う需用費の執行残額36万7,000円を減額するものであります。

以上、議案第12号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門間 忠君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

討論がなければ採決いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

これから議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

「日程第7 議案第13号 監査委員の選任について」

○議長（門間 忠君） 日程第7 議案第13号監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により10番米木議員の退場を求めます。

〔米木正二議員退場〕

○議長（門間 忠君） 管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第13号監査委員の選任について御説明申し上げます。

当組合監査委員に、米木正二氏を最適者と認め選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案第13号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、満場の御同意を賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（門間 忠君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 質疑なしと認めます。

質疑がなければ採決いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

これから議案第13号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号監査委員の選任については、これに同意することにいたしました。

米木正二議員の入場を求めます。

〔米木正二議員入場〕

「日程第8 議案第14号 工事請負契約の締結について」

○議長（門間 忠君） 日程第8 議案第14号工事請負契約の締結についてを議題といたします。
管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第14号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案書の5ページをお開き願います。

本議案は、大崎広域消防本部・古川消防署建設工事の建築工事についての請負契約を締結するため、大崎地域広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

入札方式は、宮城県内に本社・本店または受任機関を登録している業者を代表者とし、大崎圏域内に本社・本店を登録している業者2者を加えた3者により構成される特定建設工事共同企業体を対象とした条件付き一般競争入札を採用しております。

入札参加条件として、代表者については、経営規模等評価の総合評定値が1,200点以上であり、延べ面積が3,000平方メートル以上の消防施設の新築施工実績及び延べ面積が3,000平方メートル以上の基礎免震庁舎の新築施工実績を有すること。代表者以外の構成員については、経営規模等評価の総合評定値が700点以上であることを参加資格条件として、申請のあった3者による入札を行い、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をしたフジタ・古川土地・仙北建設工事共同企業体を落札者と決定し、平成29年5月18日に契約の相手方として工事請負契約書を取り交わしたものであります。

以上、議案第14号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門間 忠君） これから質疑に入ります。通告がありますので発言を許します。

3番鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 議案第14号工事請負契約の締結について、質疑をさせていただきます。

ただいま入札の経過については、応札が3者ということでありましたけれども、札入れは何回だったのかどうかお伺いいたします。

○議長（門間 忠君） 山中事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（山中政裕君） お答えをいたします。

札入れは1回目で落札をしているところでございます。

以上です。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） そうしますと、落札率はどれぐらいなのでしょう。

○議長（門間 忠君） 山中事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（山中政裕君） お答えをいたします。

落札率につきましては、公共工事入札・契約情報の公表に関する要綱第3条に基づきまして、議会の議決を必要とする契約の場合には、議決日以後に閲覧に供する方法とあわせてホームページに掲載する方法により速やかに公表すると規定してございますので、議決前の公表は控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） そうしますと、そういうことがわからないと、1回と、札入れ1回ということでありましたけれども、この入札に関する事項を見ますと、入札回数は2回までとするということになっていきますよね、この入札の付議することに関する事項では。その落札率とか額がわからないと、なぜ1回で終わったのかということ、ちょっといろいろ調べたかったですけれども、全然わからないんですよ。議会のときに言ってもらわないと、議論にならない、チェックできないような方向なのね。

それで、さっき言われたように、予定価格、入札最低制限価格の間、ちょうど上だということでありましたけれども、その額とか率がわからないと、判断ができないような状況なので、今後そういう、だから2回までということだったら2回までしなくてもよかったような内容ということだったんでしょうか。ぎりぎりだったんでしょうか。

○議長（門間 忠君） 山中事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（山中政裕君） まず今回の控えさせていただくということで、要綱上はですね、これまでの答弁でも答弁させていただいております。それで、1回ということは最低制限価格以上で、予定価格以下ということの有効で1回で決まったということになります。

落札率については、公表することは現時点ではできませんけれども、契約金額等ございますので、落札額については18億1,000万円ということになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） やはり2回やればもっと下がったんじゃないかなという、ぎりぎりのところまでいくんじゃないかなという感じはしましたので、せつかく2回までということなので、2回まできちんとする必要があったんじゃないでしょうか。

○議長（門間 忠君） 大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） 落札率については、今局長が答弁したとおりの規定によって公表は差し控えるということになっております。ただし、最低制限価格を設定しているということは、本来70から90の範囲で最低制限価格を規定上設定しておりますので、1回の入札だからかなり予定価格に近い落札ではなかったのかという、暗にそういうお尋ねでございましたけれども、3者のうち1者は最低制限価格を割っております。割っているということは、3者によ

てそれだけ最低制限価格に近い形での競争の原理が働いたということで、御記憶にとどめていただければありがたいというふうに思っております。

○議長（門間 忠君） 3番鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） わかりました。

それではですね、耐震設計の設計震度、マグニチュード幾つに想定しているのかどうなのかお伺いしたいと思います。

○議長（門間 忠君） 消防次長早坂久寿君。

○消防次長（早坂久寿君） 消防本部庁舎は、地震災害時においても防災拠点として機能できるよう、国の官庁施設の耐震基準における最高水準のⅠ類で設計しております。建築基準法で求められます耐震基準は、地震の規模をマグニチュードではなく、地震の揺れの強さに対して定められております。このⅠ類は求められる耐震震度の1.5倍となっており、地震の揺れの最大震度であります震度7の大地震が発生しても影響なく建物を使用できるものであります。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） わかりました。震度7に耐えられるということであれば、納得ですので、国の基準を見ますと、6から7ということでありましたけれども、こちらでは震度7ということで受けとめてよろしいんですね。わかりました。

以上です。

○議長（門間 忠君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 質疑がないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 討論なしと認めます。

討論がなければ採決いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 御異議なしと認めます。

これから議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

「日程第9 議案第15号 工事請負契約の締結について」

○議長（門間 忠君） 日程第9 議案第15号工事請負契約の締結についてを議題といたします。
管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第15号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案書の6ページをお開き願います。

本議案は、大崎広域消防本部・古川消防署建設工事の電気設備工事についての請負契約を締結するため、大崎地域広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

入札方式は、大崎圏域内に本社・本店を登録している業者2者または3者により構成される特定建設工事共同企業体を対象とした条件付き一般競争入札を採用しております。

入札参加条件は、代表者については、経営規模等評価の総合評定値が700点以上であり、国、地方公共団体またはその他の公共機関が発注した庁舎の新築、増築、改築工事での電気工事を元請として施工した実績を有すること。代表者以外の構成員については、経営規模等評価の総合評定値が700点以上であることを参加資格条件として、申請のあった1者による入札を行い、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした富士電工・大崎電業・伸晃電設工業特定建設工事共同企業体を落札者と決定し、平成29年5月18日に契約の相手方として工事請負仮契約書を取り交わしたものであります。

以上、議案第15号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門間 忠君） これから質疑に入ります。通告がありますので発言を許します。

3番鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 議案第15号工事請負契約の締結について、質疑をさせていただきます。

ただいま入札経過については、わかりました。応札1者ということでありましたけれども、札入れは何回だったのでしょうか。

○議長（門間 忠君） 山中事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（山中政裕君） お答えをいたします。

1者で2回目入札で決定しなかったため、随意契約の協議で決定を行いました。

以上でございます。

○議長（門間 忠君） 3番鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 札入れは2回で、それで決まらなくて随契ということでもありますけれども、随契1者だからね。応札ね。もうそこしかないからそれでいいんでしょうかね。

○議長（門間 忠君） 山中事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（山中政裕君） 1者ということ、条件付き一般競争入札ということ、条件を付しながら応札の告示をしてきたわけでございます。1者の場合も当然ながら公平・公

正ということで、2回目まで入札という仕組みになっていますので、2回目で決定しなかったためですね、随意契約の協議ということでさせていただいたわけでございます。

○議長（門間 忠君） 3番鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） そうしますと、余り言えないかもしれない、落札率はどれぐらい、大体でいいですけども、言えないでしょうかね、やっぱり。

○議長（門間 忠君） 山中事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（山中政裕君） 先ほど答弁でも申し上げましたけれども、議会の議決事項ということになりますので、本議決以降ということで、控えさせていただきたいと思います。同じ答弁になりますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（門間 忠君） いいですか。（「わかりました」の声あり）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 討論なしと認めます。

討論がなければ採決いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 御異議なしと認めます。

これから議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

「日程第10 議案第16号 工事請負契約の締結について」

○議長（門間 忠君） 日程第10 議案第16号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第16号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案書の7ページをお開き願います。

本議案は、大崎広域消防本部・古川消防署建設工事の機械設備工事についての請負契約を締結するため、大崎地域広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

入札方法は、大崎圏域内に本社・本店を登録している業者2者または3者により構成される特定建設工事共同企業体を対象とした条件付き一般競争入札を採用しております。

入札参加条件として、代表者については、経営規模等評価の総合評定値が700点以上であり、国、地方公共団体またはその他の公共機関が発注した庁舎の新築、増築、改築工事での管工事を元請として施工した実績を有すること。代表者以外の構成員については、経営規模等評価の総合評定値が700点以上であることを参加資格条件として、申請のあった2者による入札を行い、予定価格の範囲内でかつ最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした株式会社北陵建設・有限会社黒沢工業所建設工事共同企業体を落札者と決定し、平成29年5月18日に契約の相手方として工事請負仮契約書を取り交わしたものであります。

以上、議案第16号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門間 忠君） これから質疑に入ります。通告がありますので発言を許します。

3番鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 議案第16号工事請負契約の締結について質疑をさせていただきます。

今の入札経過については、今管理者から説明がありました。応札2者ということでありましたよね。札入れは何回なんですか。

○議長（門間 忠君） 山中事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（山中政裕君） お答えをいたします。

札入れについては、1回目で落札をしているところでございます。

以上です。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） やはりこれもですね、入札回数は2回までとするということで、入札方法については書かれておりますけれども、なぜ2回までしなかったのかどうなのかですね、お伺いしたいと思います。

○議長（門間 忠君） 山中事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（山中政裕君） お答えをいたします。

工事関係については2回目まで入札できます。その中で参加が2者ということで、1回目の予定価格を下回っていますので、有効であるということでその2者のうち1者が落札という仕組みになりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） わかりました。

それでは、機器の地震に対する耐震設計の設計震度、マグニチュード幾つに想定していらっ

しゃるんでしょうか。

○議長（門間 忠君） 早坂消防次長。

○消防次長（早坂久寿君） 機器のですね、地震に対する耐震設計等につきましては、先ほど議案第14号でお答えしたとおりでございます。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） そうだと思いましたが、機械の場合だと地震とか震災のときに、補償とかそういうことをね、何年になったら補償何%までということをよく耳にしますけれども、この入札に付する事項については一切書かれていないのね。それはどうなっていらっしゃるんでしょうか。

○議長（門間 忠君） 大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） それにつきましては、契約条項の中で補償期間が定められておりますので、私としては1年だったか2年だったか、ちょっと記憶が定かでないけれども、契約条項の中でそれはきちんと補償されておるところでございます。

○議長（門間 忠君） 3番鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 入札に付するところのどこに書かれているのか、ちょっと私の手元にはないんですけども、そこら辺は1年か2年ということでありましてけれども、そうすると建ててから1年、2年のときだけじゃなくて、もっと期間があったんじゃないか、何かあった、災害あったときということで、そういうことには付してはいないんでしょうか。

○議長（門間 忠君） 大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） もとより免震構造ということで、震度7に耐えられる最高の水準で建築をつかさどっておりますので、今機械設備についてのお尋ねでございますけれども、なおかつ具体的には機器全般にわたって耐震ボルトとか何かで固定をしながら、万全を期しているということでございますし、加えて竣工後、引き渡しの中で検査員がきちっと検査をして、それでももちろん設計施工監理も入りますけれども、その中で合格となれば、それを引き渡しを受けるといいますから、その中できちんと、個々に憂いのないように対応をしまいたいというふうに思っております。（「わかりました。以上です」の声あり）

○議長（門間 忠君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 討論なしと認めます。

討論がなければ採決いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 御異議なしと認めます。

これから議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第16号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

「日程第11 議案第17号 財産の取得について」

○議長（門間 忠君） 日程第11 議案第17号財産の取得についてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第17号財産の取得について御説明申し上げます。

議案書の8ページをお開き願います。

本議案は、大崎地域広域消防本部・古川消防署建設事業用地の取得について、大崎地域広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本件は、平成27年3月25日の第1回組合議会定例会で御可決賜りました債務負担行為により、大崎市土地開発公社に先行取得を依頼した事業用地のうち、地権者の移転が完了した事業用地を第1期分として取得するものであります。

用地取得に当たっては、地権者の皆様から大崎広域消防本部・古川消防署建設事業に対し、深い御理解と御協力を賜り、平成28年10月11日までに全ての土地売買契約が締結され、大崎市土地開発公社所有地となったものであります。代替地の接道等の関係から、建設工事を予定する本年6月以降の移転となる地権者が1名いることから、建設工事に影響が生じないよう、年度内で2期に分け、事業用地を取得するものであります。

今回第1期分として、大崎市古川千手寺町二丁目36番4ほか48筆、面積9,950.81平方メートルの土地を10億4,207万3,943円で、大崎市土地開発公社から取得するものであります。

この取得額につきましては、大崎市土地開発公社の用地売却価格決定基準により決定した価格であり、関係資料5ページに記載のとおり地権者32名の用地費3億3,553万8,971円、補償費6億7,547万1,613円、測量を含む造成費1,518万2,640円、印紙代、振込手数料を含む諸経費113万1,050円、土地開発公社の事務費1,043万3,874円と、金融機関からの資金の借入利子431万5,795円の合計額でございます。

なお、今回取得する用地のうち、関係資料5ページの赤い線で表示しております工事範囲以

外の約1,746平方メートルは、大崎市の道路の用に供することから、今年度中に大崎市に売り払うものであります。

以上、議案第17号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門間 忠君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 質疑なしと認めます。

これから、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 討論なしと認めます。

討論がなければ採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 御異議なしと認めます。

これから議案第17号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

「日程第12 議案第18号 財産の取得について」

○議長（門間 忠君） 日程第12 議案第18号財産の取得についてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第18号財産の取得について御説明申し上げます。

議案書の10ページをお開き願います。

本議案は、水槽付消防ポンプ自動車の購入について、大崎地域広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本件は、市町村振興組合補助金を受けて、古川消防署志田分署に配備している水槽付消防ポンプ自動車を更新するものであります。関係資料2ページの参考写真と同等の車種であります。消防用ポンプメーカーで消防自動車の製作が可能な入札参加資格登録業者5者を指名し、去る

4月25日に競争入札を行った結果、日本機械工業株式会社仙台営業所を落札者として決定し、契約の相手方として平成29年4月26日に仮契約書を取り交わしたものであります。

以上、議案第18号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（門間 忠君） これから質疑に入ります。通告がありますので発言を許します。

3番鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 議案第18号財産の取得について質疑をさせていただきます。

ただいま指名競争入札5者ということで、特殊ですのでね、5者ということでありましたけれども、札入れは何回だったんでしょうか。

○議長（門間 忠君） 山中事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（山中政裕君） お答えをいたします。

工事と違って備品関係につきましては、3回目ということになりますので、3回目において落札しなかったため、随意契約の協議で決定いたしました。

以上です。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 3回目で落札しなかったからということになると、落札価格を談合ではないですけど、やっていたんじゃないかなという、私ちょっとこれ、調査したときに感じたんですね。ちょっとこういうことというのは、ちょっとね。そう思うような調査をしていく中で私は感じたんですけれども、最終的な3回札入れをして、そして決め手はどこで決めたんでしょうか。

○議長（門間 忠君） 山中事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（山中政裕君） 3回目で落札しなかったということで、先ほど来答弁の中でも申し上げています。入札に関しては公正・公平ということで、事務的取り扱いについても万全を期して臨んでいるところでございます。

それで、詳しく言いますと2回目辞退1者ございました。3回目辞退1者ということで、最終的に3回目では予定価格に達しませんので、一番近いところと随意契約の協議を行うわけでございます。当然ながら、最初から金額をお示しすることではございませんので、あくまでも業者さんの提示の金額を提示していただいて、最終決定するわけでございます。

以上です。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 何かそういうのを疑われないようなね、きちんと入札をしていただきたいなと思います。

次に進みます。水槽付消防ポンプ自動車の耐用年数は何年なんですか。

○議長（門間 忠君） 大石消防課長。

○消防課長（大石 誠君） お答えいたします。

消防車両につきましては、消防施設整備等5カ年計画に基づきまして、順次更新しているところではありますが、その基準としましては、はしご車などの特殊車両は購入から25年、消防ポンプ自動車は20年、救急車は10年を更新時期の目安としております。

水槽付消防ポンプ自動車につきましては、消防ポンプ自動車と同様に20年としております。さらには、走行距離や故障・修理の状況など車両の状態に応じて延命化を図り、更新しているところでもあります。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 志田分署の今まで使っていた水槽ポンプですね、何年だったんでしょうか。

○議長（門間 忠君） 大石消防課長。

○消防課長（大石 誠君） お答えいたします。

21年を経過し、22年目ということになります。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 本来であれば、昨年ですね、更新する予定だったんじゃないんですか。

○議長（門間 忠君） 大石消防課長。

○消防課長（大石 誠君） 当初の計画では先ほど申し上げましたとおり、おおよそ20年を目標に更新時期としておりましたが、走行距離、あと故障・修理の状況など等踏まえ、延命可能と判断し、延長させたところでございます。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） この間志田分署に行って、お話を聞いてきました。実際には、走行距離とかの問題ではないそうですよ。毎日動いているんだっていうから。そういう動いているやつはきちんと、20年だったら20年にしないと困るんだよねと、機械はもう古くなっているし、走行距離の問題ではないということを書いていたんですけれども、どうなんでしょうか。

○議長（門間 忠君） 大石消防課長。

○消防課長（大石 誠君） 先ほど申し上げましたとおり、走行距離のみならず、総合的に考慮して検討しておるところでございます。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 今後は、きちんと耐用年数、まだ走行距離も余り乗っていないから大丈夫だといって22年目ということになっているんですけれども、今後についてはきちんと20年で、毎日使っているわけだからね、そういうふうな努力をぜひしていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（門間 忠君） 大久保消防長。

○消防長（大久保記一朗君） 確かに車両につきましては、そういった基準を設けておまして、

議員のおっしゃるとおりですね、20年で更新できればいいわけですがけれども、車両については水槽付消防ポンプ車だけではなく、さまざまな車両がございます。はしご車であったり、救助工作車もあります。したがって、先ほどから申し上げたとおり、車両の状態を見ながら延命化をしたり、それから修理をしたり、そういった形の中です、今基準に基づいて更新をしていく計画でございます。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 車両の状態を見ながらということなんですけれども、見ながらって走行の距離とか何とかだから、見ながらだと余り大して使っていないから、耐用年数大丈夫だなという見方をしないで、基準に基づいてきちんとやってくれということでもあります。そのようにぜひお願いしたいなと思います。

次に、特長について、今回はどういう特長があるのか、書かれていない中でも結構いろいろなインターネットで調べると、いろいろな特長があるんですけれども、今回のこっちで買ったのはどういう特長があるのでしょうか。

○議長（門間 忠君） 大石消防課長。

○消防課長（大石 誠君） 志田分署に配備いたします水槽付消防ポンプ自動車の特長について、御説明いたします。

この車両につきましては、消防ポンプ自動車に1,500リッターの水槽を設けており、現場活動に先着して活動できるという車両としております。さらに、救助現場における初動活動を行うことができる電動油圧救助器具などの資機材を積載しており、これまで整備してまいりました水槽付消防ポンプ車と同様、火災現場や救助現場に即時に対応することができる仕様としております。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 視認性のよい電子式水槽水量計とか、そういうのは使っているんですか。

○議長（門間 忠君） 大石消防課長。

○消防課長（大石 誠君） 水量については、従来より視認しやすい状況ということで導入しております。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 目でわかって、下がってどれくらいだというの、そういうのは今までどおりに使っているということでもありますね。そうしますと、残量がなくなると、4分の1ぐらいになるとブザー鳴るとか、今も使っているんですか、そういうのは。今度新しくやるやつは使っているのでしょうか。

○議長（門間 忠君） 大石消防課長。

○消防課長（大石 誠君） 現在入札終わりました、契約で現在作業を進めておるところであり、そういった機能をつけられれば検討するというところで考えているところでございます。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） じゃあこれからということであれば、ぜひですね、4分の1ぐらいになるとブザーが鳴ったり、今最新式のやつをぜひつけていただきたいなと思います。

以上で終わります。

○議長（門間 忠君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 討論なしと認めます。

討論がなければ採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 御異議なしと認めます。

これから議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第18号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

これをもって本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成29年第3回大崎地域広域行政事務組合議会臨時会を閉会といたします。

どうも御苦労さまでした。

閉 会

午前10時55分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年5月30日

議 長 門間 忠

署名議員 関 武徳

署名議員 山岸 三男